二　第二条中関税暫定措置法別表第一第〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（関税法の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の関税法第十二条の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同項に規定する提出期限が到来する関税について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出期限が到来した関税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十一号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

第一条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、平成二十一年四月一日」を「、平成二十七年四月一日」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条第三項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「、平成二十一年四月一日」を「、平成二十七年四月一日」に改め、同項第一号中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同項第二号中「第一項各号の一」を「第一項各号のいずれか」に改める。

第二条の二中「前条第三項各号の一」を「前条第三項各号のいずれか」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第二条の三第一項及び第三条ただし書中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第五条第一項中「二十四万円」を「三十五万円」に、「六年」を「五年」に改める。

第二条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成二十七年四月一日」を「平成三十二年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置等）

2　第一条又は第二条の規定による改正前の特別弔慰金については、それぞれなお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成二十七年十月一日とする。

4　第二条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成三十二年十月一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「ものをいう。）」の下に「及び特定保育事業（同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者の当該特定保育事業」を加え、「第四条第一項」に改め、同条第三項中「学校」の下に「の設置者」を、「保育所等」の下に「の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を加える。

附　則

この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三